太宰府市の文化財　第13集

大宰府条坊跡 Ⅴ

——昭和23年の太宰府——

1989

太宰府市教育委員会

序

本書は、昭和23年の太宰府を図化したものであります。昭和23年と言えば太平洋戦争が終わり、日本が新しい民主国家として生まれ変わろうとするところでもあります。

このころの太宰府はまだ水田地帯の広がる長閑な農村でありました。近年の都市化の波はこの姿を大きく変え、今は新しい街並が形成され昔の面影を忍ぶものも少なくなってしまいました。今、あらためてこれらの地形図を見ますと昔の太宰府が思い出されます。

しかし、この地形図は我々に昔の太宰府を懐古させるだけのものではありません。なぜなら、太宰府は文化遺産の宝庫であり、それらを歴史上で明らかにしていく鍵の一つがこの地形図ではないかと考えているからです。

故鏡山猛先生が論じられました大宰府条坊跡の解明や、大きく姿を変えてしまった数々の遺跡の検討は、この地形図と発掘調査の成果を合わせることによってまた一歩前進すると信じております。

この地形図を多くの方々にいろいろな角度から活用・検討していただき、太宰府の歴史の解明に役立てていただければ幸いに存じます。

太宰府市教育委員会

教育長　藤　壽人

例　言

1．本書は太宰府市教育委員会が昭和62年度に実施した古地形図作成に伴う報告書である。書名は大宰府条坊跡推定域全体を含み、且つ今後の活用方向を検討した上で『大宰府条坊跡Ⅴ』として刊行した。
2．古地形図作成の実務は、アジア航測株式会社福岡支店（支店長　西野征博）に委託した。
3．古地形図作成に使用した測量基準は、国土調査法第Ⅱ座標系、水準はT.Pを用いている。
4．古地図作成にあたっては、古代を復原する目的から地形の把握に重点を置き、近・現代に施行された行政区割（字境など）は図中に入れず、地名や地物名称も必要最小限にとどめた。（ただし原図には全く記入していない）
5．今回の古地形図に用いた図面番号は、現行の太宰府市基本図（1/2500　太宰府市都市計画課作成）と等しくしているため、欠番が生じている。
6．古地形図作成過程における図面の検査は、山本信夫、狭川真一（太宰府市教育委員会技師）が行なった。
7．本書の執筆は、Ⅱ章を佐伯正一（アジア航測株式会社福岡支店　文化財担当技師）、その他を狭川真一が担当した。本文中の各図の浄書は山村信栄（太宰府市教育委員会　文化財発掘技師）による。
8．本書の編集は狭川が担当した。
9．本書に使用した原図は全て太宰府市教育委員会が保管している。

目　次

Ⅰ．古地図作成の経緯……4
Ⅱ．作業工程……8
Ⅲ．測量基準……13
Ⅳ．おわりに……14

付図目次

付図1　太宰府古地形図（10/22）
2　太宰府古地形図（11/22）
3　太宰府古地形図（14/22）
4　太宰府古地形図（15/22）
5　太宰府古地形図（16/22）
6　太宰府古地形図（18/22）
7　太宰府古地形図（19/22）
8　太宰府古地形図（20/22）
9　太宰府古地形図縮小編纂図（1/10,000）
10　太宰府古地形図割付図
11　太宰府市基本図縮小編纂図（1/10,000）
12　太宰府市基本図割付図

Ⅰ．古地形図作成の経緯

太宰府市は近年福岡市のベッドタウンとして急速に市街化が進み、市域の大部分にみられた水田や畑は次々と宅地へと変貌している。

また大規模な土地区画整理事業も進み、大宰府政庁前面から観世音寺前面にかけては、古い景観が全く失われ、新しい家々が軒を並べはじめている。さらに、大佐野・向佐野といった市域西辺は、区画整理事業によって近々その姿を大きく変えようとしている。そして、これらの宅地化に伴う道路整備も実施され、数年前の地形図は全くといっていいほど役に立たない状況である。

こうした開発は、埋蔵文化財自体を破壊するだけでなく、それらが存在した立地や景観をも併せて破壊していることは今さら言うまでもない。特に太宰府地域は早くからその歴史研究がなされ、数々の論考が発表されているように、我国の歴史を語るには欠かせぬ地域といっても過言ではなかろう。その論の一つに「大宰府都城の研究」があり、大宰府条坊の存在を推定する大論文として今も研究者の間で論議されているだけでなく、広く一般の方々にも知られるに至っている。そして、太宰府市街地の調査はこの論に従って実施されているとも言え、今、条坊の存否は大宰府研究にとって重要な課題である。

しかし、先述のとおり開発はその研究の土台である地形を改変しており、上記論文の発表当時の地形はその大半が消滅し、再び地図上で論議を行なうことは不可能な状況になってきている。

大宰府条坊跡だけではなく市内には数々の遺跡があり、全体の景観から推定されなければならない遺跡の調査は今ようやく手についたばかりであるにもかかわらず、周辺は古(いにしえ)の景観ではなくなっている。全ての遺跡は、旧地形と調査結果を併せて考えることによってその成果はより大きなものになると思われ、太宰府市域の旧時を知ることは大宰府研究にとって大きな利益になるものと判断された。

そこで昭和23年に米軍が軍事目的で撮影した測量用の航空写真を用いて古地形図作成を実施した。これらの写真に写し出された太宰府は、若干手の加えられている部分も見出されたが、丘陵部の多くはその旧形を保ち、水田等の畦畔も驚くほどよく遺存している。これは昭和59年に撮影されたものと比較すれば一目瞭然である。(Fig. 1．2．3)

さらに昭和23年の撮影当時の技術や機械等の性能にくらべ、最近のそれはかなりの進歩をとげており、精度の上でより高いものを作成できるようになったと考えている。

こうした状況のもとで古地形図作成に踏み切ることとした。作成期間は昭和63年2月22日から3月25日までとし、アジア航測株式会社福岡支店に委託した。

その後、若干の補足を行ない今回報告書の形として公にすることとなった。

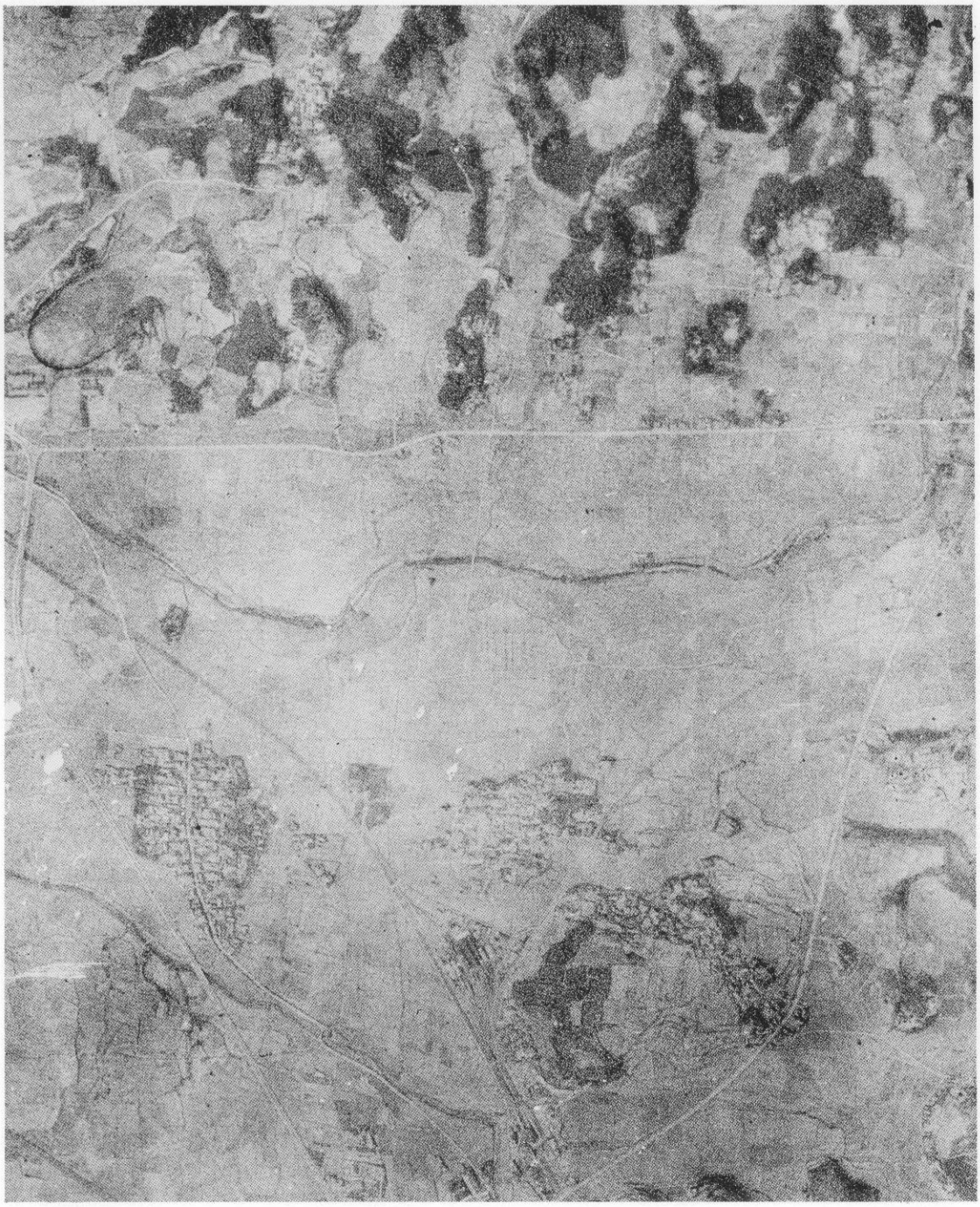


Fig.1　昭和23年の太宰府　約1：12000

この空中写真は、建設省国土地理院長の承認を得て、同院発行の1万分の1空中写真図を複製したものである。
（承認番号）平元九複、第67号



Fig.2　昭和37年の太宰府　約１：12000

この空中写真は、建設省国土地理院長の承認を得て、同院発行の１万分の１空中写真図を複製したものである。
（承認番号）平元九複、第67号



Fig.3　昭和59年の太宰府　約１：12000　　（アジア航測株式会社提供）

Ⅱ. 作業工程

はじめに

古地形図作成過程について述べる前に、まず一般的に行なわれている航空写真測量経年修正図化の作業工程から記述したい。

なぜなら、そうしなければ40年も前に撮影された空中写真からその当時の地形を復原し、しかも国家座標に合致した古地形図が書けることの説明が出来ないからである。

修正図化

ちなみに、経年修正図化作業が多用されているのは、今回も基図として使用した1/2500国土基本図である。しかし、この基本図も作図してから５年も経てば、都市計画、耕地整理または宅地造成等の開発で図面と現況との不一致箇所が多発し、さらに年を増すに伴って、その図面を基図としての計画に支障を生ずるようになる。急速に開発が進行している地域では、作図中でさえ修正を加えなければならない所が出てくる。予算に余裕があれば５年に一度ぐらいで新規の図面を作ればよいのだが、実際には図面修正が必要とされる時点でも、経年変化した箇所は全体から見れば３割ぐらいのもので、その部分だけ修正すれば十分使用に耐えるものである。

このように、経年変化した所だけを抜き出して修正を加える作業が経年修正図化である。

次に、新規図化と修正図化における、作業工程及び内容の違いについて、作業工程表で説明する。

作業種別	新規図化	修正図化
計画準備	あり	あり
↓		
対空標識設置	※あり	なし(既製図よりデータ収集)
↓		
標定点測量	※場合によりあり	なし
↓		
水準測量	※あり	なし(既製図よりデータ収集)
↓		
空中撮影	※あり	※あり(今回は既撮影写真)
↓		
空中三角測量	あり(コンパレータにて計測)	なし(図化機で標定)
↓		
現地測量	※あり(全面調査)	※あり(変化部分のみ)古地形図は不可
↓		
図化	あり(全面)	あり(変化部分のみ)
↓		
編集整理	あり(全面)	あり(変化部分のみ)
↓		
原図(トレース)作成	あり(全面)	あり(変化部分のみ)

tab.1　作業工程表（※は現地作業）

tab.1 のように、基準となる距離、比高、その他のデータを、新規図化は現地測量によって得ているのに対し、修正図化は古くなった既製の基本図より得る。

後でも述べるが、修正図化はある程度の図面なら適当な重複撮影写真（Fig.4）と基準となる既製図さえあれば、必ずしも現地作業を必要としないのである。

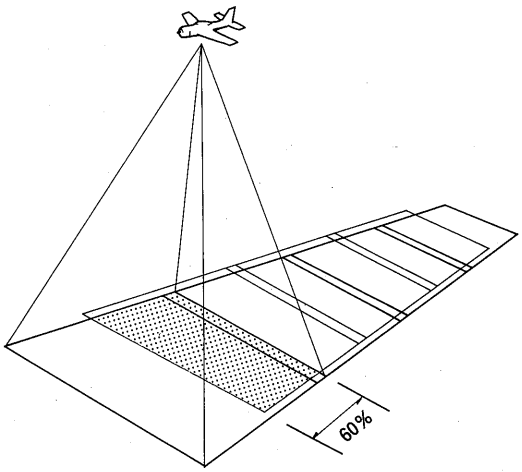


Fig.4 重複撮影

撮影間隔（オーバーラップ）は特別な場合を除き60%重複となる。

古地形図化

以上のことは、今回の古地形図作成には特に大きな意味をもつものであり、この方法でしか、40年もの歳月を隔てた昭和23年当時の正確な1/2500地形図は復原し得ない。

前項で、ある程度の図面なら、と述べたが、これは図化に使用する写真が空中垂直撮影写真であり、大きな樹木に覆われた地物や垂直に近い角度で積まれた石積等の判読は困難であるため、その箇所だけは現地確認調査が必要となることを意味する。（Fig.5）

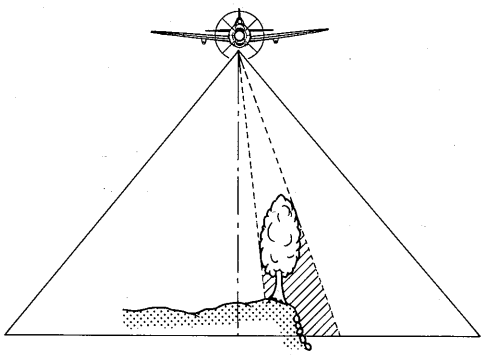


Fig.5 空中写真の死角

斜線の部分が判読困難または不能となる。

しかし、現況図ならともかく今回の古地形図の場合は、不明瞭な箇所が出ても40年前の太宰府に戻っての調査は不可能であるという意味において、ある程度の図面ということになるが、全体的な精度から言えばそう見劣りするものではない。

古地形図作成について

さて、本題に入るが前にも述べた40年前の、つまり昭和23年撮影の空中写真とは、米軍撮影による図化を目的とした重複連続撮影写真である。広い範囲を何コースも飛び回り、飛行方向60%、横方向30%ラップ（Fig.6）で撮影しており、これは現在の航空写真測量においても大した変わりはない。

したがって、この写真と必要なデータさえあれば、当然のことながら図化機による作図が可能となり、現況修正図化とは全く逆の方法である、時代を逆行した復原図を

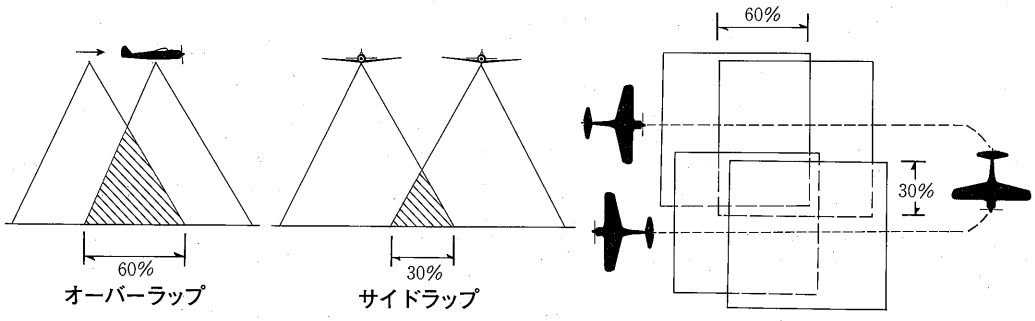


Fig.6 空中写真の重複

作成することができるのである。

仕様項目

復原図作成は次の仕様で行なった。

1）図化縮尺　1/2500（基本図と同縮尺）

2）使用写真　①昭和23年米軍撮影の空中垂直写真
②昭和37年地理院撮影空中垂直写真
※補備として使用

3）写真縮尺　1/30,000（米軍撮影）
1/10,000（地理院撮影）

4）使用基図　太宰府市基本図
1/2,500（太宰府市都市計画課）

5）使用図化機　スイス・ウイルド社製オートグラフA－7、及びステレオプロッターA－8

図化準備及び図化作業

米軍撮影写真を㈶日本地図センターより取り寄せ、また太宰府市基本図も揃って順調に作業が流れはじめたかに思われたときに、他の地域が十分な写り方をしているにもかかわらず、意外にもほぼ太宰府市の範囲にあたる部分が、詳細図化用の写真としては鮮明度に欠けていることが判明した。これでは大きな地物はともかく、大切な水田、畑の一筆分けや水路の判読に正確さを欠く恐れがある。あくまでも推測ではあるが、米軍の撮影は3月下旬に行なわれていることから、霞にしては時期的に早すぎるが何らかの現象が生じてそれに似た状態となり、水城地域を除いてほぼ山陵で囲まれている太宰府は、その地形ゆえにガス状のものが残ってしまい、画像の鮮明度に悪影響を及ぼしたものと思われる。もっとも古代においては、大宰府政庁防備にこの地形が幸いしたのであるから、なんとも皮肉な話である。

そこで急遽、昭和23年の次に撮影年時の古い、昭和37年に国土地理院が撮影した空中写真を取り寄せた。この写真は撮影縮尺（Fig.7）、鮮明度共に申し分なく、更に当時はまだ大きな開発は行なわれておらず、昭和23年当時とそれほどの変化もない。し

$$Mb = \frac{\ell}{L} = \frac{f(\text{焦点距離})}{H(\text{撮影高度})}$$

Mb……写真の縮尺

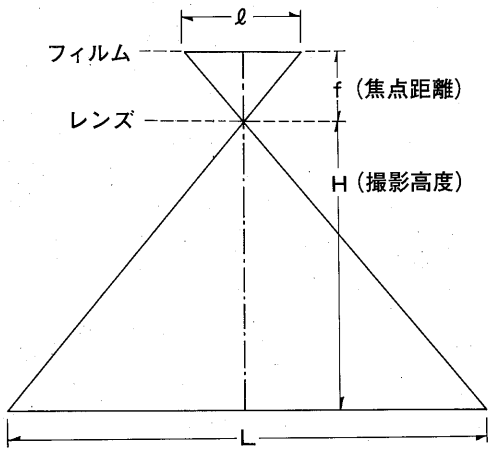


Fig.7 撮影高度と縮尺の関係

たがって、開発前の太宰府の地形を良く残しており、補備として使用する写真としては十分すぎるほどのものであった。

前記の作業仕様で、使用写真の項目に昭和23年に加えて昭和37年撮影写真を補備として使用すると書いているのは、このような理由によるものである。

予察調査

使用する写真と基図が揃えば、まず予察調査を行なわなければならない。

この作業工程では、空中写真と既製の基図を見比べて、変化のため修正が必要な所と変化がなく既製図のまま使用できる所とを把握する。これを十分に行なっていなければ後の図化、編集整理作業に支障をきたすばかりでなく、成果品の良否にも係わるものである。

予想していたことではあったが、近年、太宰府市のベッド・タウン化による急激な開発は著しいものがあり、宅地造成により山林だった所が地形そのものまで全く変化してしまっている所さえある。あまりの変化の多さにすでに現時点での部分的な修正復原などと悠長なことは言っておれない状態で、そこで新規図化に等しい変化していない所も含めた全面図化を決意した。これほどの変わりようであるから、むしろ40年前と大した変化がなく、しかも明瞭で確認しやすい所を捜すことの方が困難であったのである。つくづく40年という歳月の長さを痛感させられた。

図化

次に、図化機による図化を行なう。写真をセットし、1/2500図を書くために必要なデータを基本図より拾い出す。たとえば、変化のない道路の交点や水田の畦畔などから選び出した何点かの点間距離で図化縮尺を決定する。標高点は撮影時のカメラ（飛行機）の傾きの状態を判断し、図化機内で撮影時と同じ状態を作り出すのに用いる。

この二要素が図化機にデータとしてセットされた後、はじめて図化が可能となるのだが、その確認がなかなか出来ず苦労した。

図化にあたっては、まず昭和23年米軍撮影写真を用いて、鮮明度がよくないながらも可能な限りの図化を試みる。さらに、不明確な区域については、昭和37年撮影の写真で再度図化する。

このように、図化機による作図は、二度手間がかかったものの、ほぼ順調に終了した。

編集整理

むしろ大変だったのは、全作業工程の中でもこの編集整理であった。機械図化素図は、主及び補備の二組があり、また参考資料のために集めておいた明治・大正の地形図もある。もっとも、この図面は縮尺が小さく、精度面でも現在の図面とは比べようもないほど劣っている。ただし旧街道や主要道などは良く見て取れる。

これらのものを検討した上で、当然あるべきものが脱落していないか、あるいは平面位置、標高の誤差は出ていないか、また現在、史跡指定をうけている所やそれに準じるもののうち、形や地形が変化しているものはないかなどと、多くのことを気遣いながらの編集整理であった。したがって、通常の図面作成に比べ、二倍近くの時間を要したことも事実である。

おわりに

整理が進むにつれ、しだいに図が形をなしてくると、時折、まほろばの都の幻影が見え隠れする。楽しみと苦しみの交替した時間が過ぎた。もっと他に何かやることがあるのではないかと心残りではあるが、一応この図面をもって完成とする。

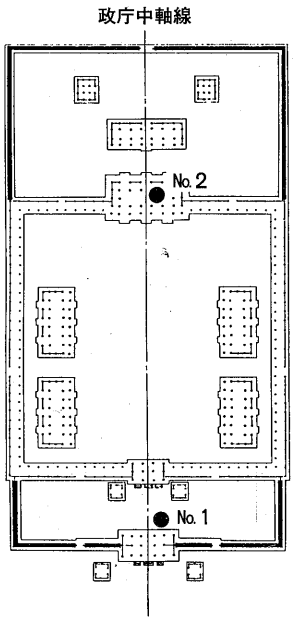
なお、委託作業とはいえ、このような機会を与えて下さいました太宰府市教育委員会の皆様に深くお礼申し上げるとともに、資料を提供して下さいました太宰府天満宮文化研究所の小西信二氏に感謝の意を表したい。

Ⅲ. 測量基準

九州歴史資料館、福岡県教育委員会及び太宰府市教育委員会が実施している太宰府市域の発掘調査に伴う測量は、昭和51年度以降一部の地域を除いて全て国家座標を使用し、統一をはかっている。今回の地形図作成にあたっても測量基準をこれと同一にしているため、調査成果を地形図上に展開することが可能である。

しかし、昭和51年度以前の調査においては測量基準が今とは異なり、大宰府政庁跡に設定された2点（南門北側と正殿中心付近）を基準（以下、旧座標という）として実施されており、図化段階において表示が異なっている。さらに旧座標の北はG・Nに対し、N-0°17′12″-Eと若干の振れをもっており、この旧座標を今日使用している国家座標に置き替える必要がある。旧座標の基準点には昭和51年度に国家座標が与えられたので、Fig.8にそれを記し参考としていただくことにした。

また南門中点の座標も併せて記しておいた。



No.1

旧座標	N.S.	0.0
	E.W.	0.0
国家座標	X	56,719.98
	Y	−44,814.73

No.2

旧座標	N.	139.91
	E.W.	0.0
国家座標	X	56,859.89
	Y	−44,814.03

南門中心点

国家座標	X	56,708.68
	Y	−44,820.73

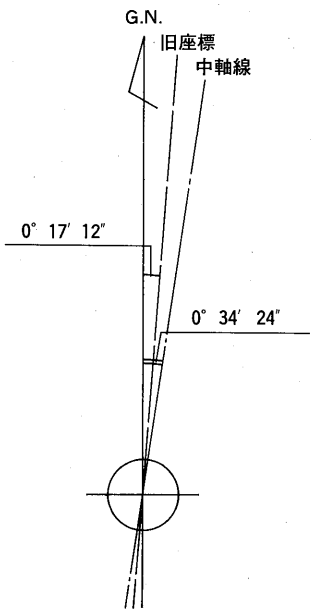


Fig.8 大宰府跡測量基準点

太宰府市内には九州歴史資料館及び太宰府市教育委員会の設置した測量用基準点が40点余りあるが、道路の整備や建築物の増加、高層化などで使用不可能になってしまったものも少なくない。このため将来にわたって精度のよい測量成果を得るには、太宰府市内全域にまたがる発掘調査測量用基準点網を設置する必要があろう。

本章の執筆にあたっては、九州歴史資料館『大宰府史跡——昭和51年度発掘調査概報』（1977.3）を参考とするとともに、同館調査課長石松好雄氏、技術主査横田賢次郎氏に御教示を得た。記して感謝の意を表したい。

Ⅳ. おわりに

今回報告書として刊行し得た太宰府市域の古地形図は、全域の約40％程度の面積であり、これ以外の市域もかなりの変貌をとげている。古地形図未作成の地域も重要な遺跡が展開しており、早い時期に残りの箇所についても作成を行ないたいと考えている。

なお今回、作成するにあたり水田や畑の畦畔、小さな隆起などできる限り図上に表現するよう努力してみたが、精度の上で不安材料の多いものはあえて図化しないことにした。また、各個別の遺跡について詳細な問題点も多いと思われ、個々について仔細に検討し図化に反映させなければならなかったが、それを実施するまでには至っていない。考古学上における地形図としてはまだまだ加え得べき点も多かったと思われるが、この地形図が各方面で検討、活用されるとともに、さらなる問題点や研究成果が提示され、各方面からの御教示をいただければ幸いである。

最後になったが、成果品納品後も熱心に当方の作業に協力していただいたアジア航測株式会社に対して感謝の意を表したい。

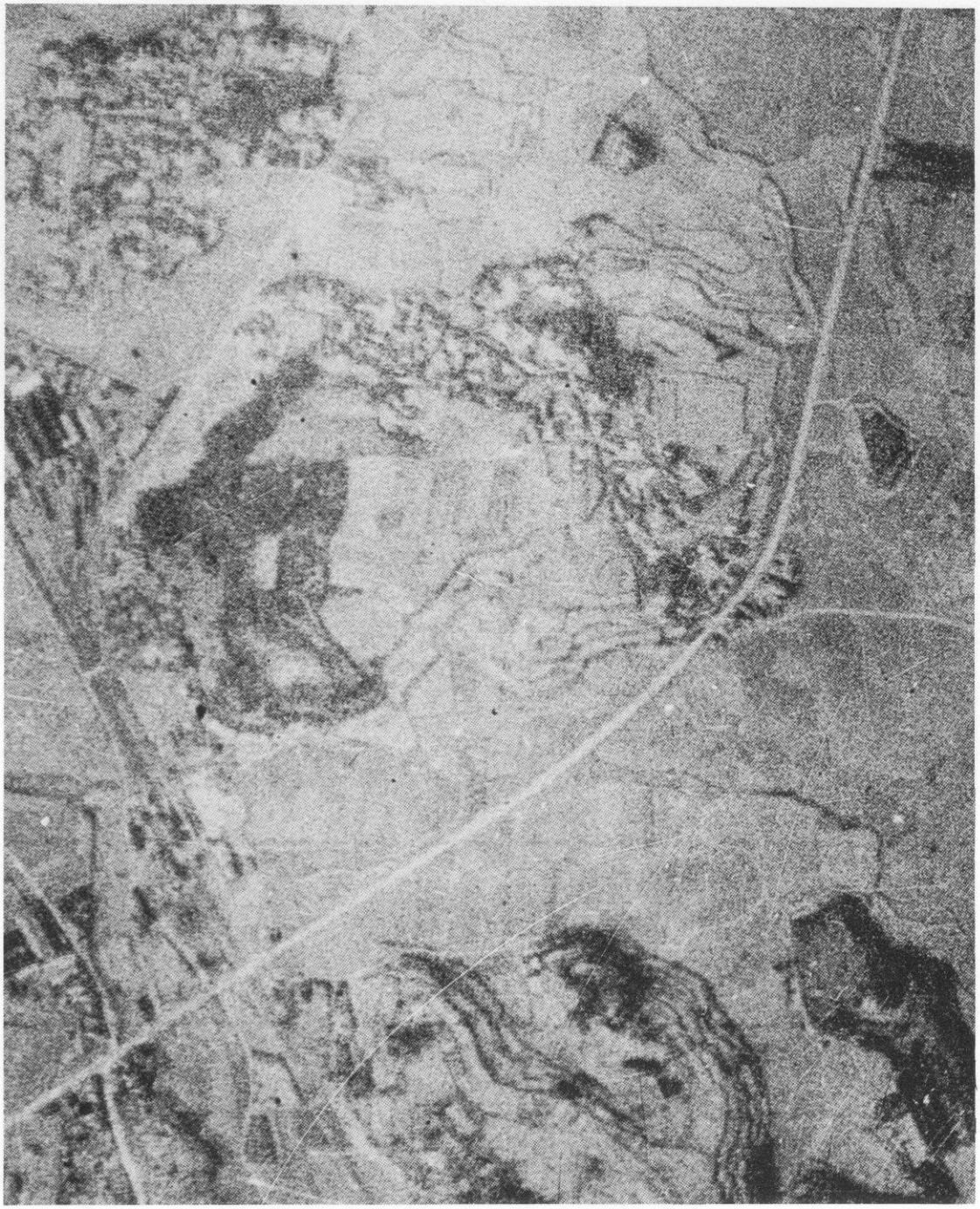


Fig.9　大きく変貌してしまった般若寺跡の旧景（昭和23年）約１：5200

この空中写真は、建設省国土地理院長の承認を得て、同院発行の１万分の１空中写真図を複製したものである。
（承認番号）平元九複、第67号

大宰府条坊跡 Ⅴ

太宰府市の文化財第13集

平成元年３月27日

発行　太宰府市教育委員会

太宰府市観世音寺86番地

印刷　瞬報社写真印刷株式会社

福岡市中央区天神五丁目４番16号

太宰府市の文化財　第13集

大宰府条坊跡　Ⅴ

――付　図――

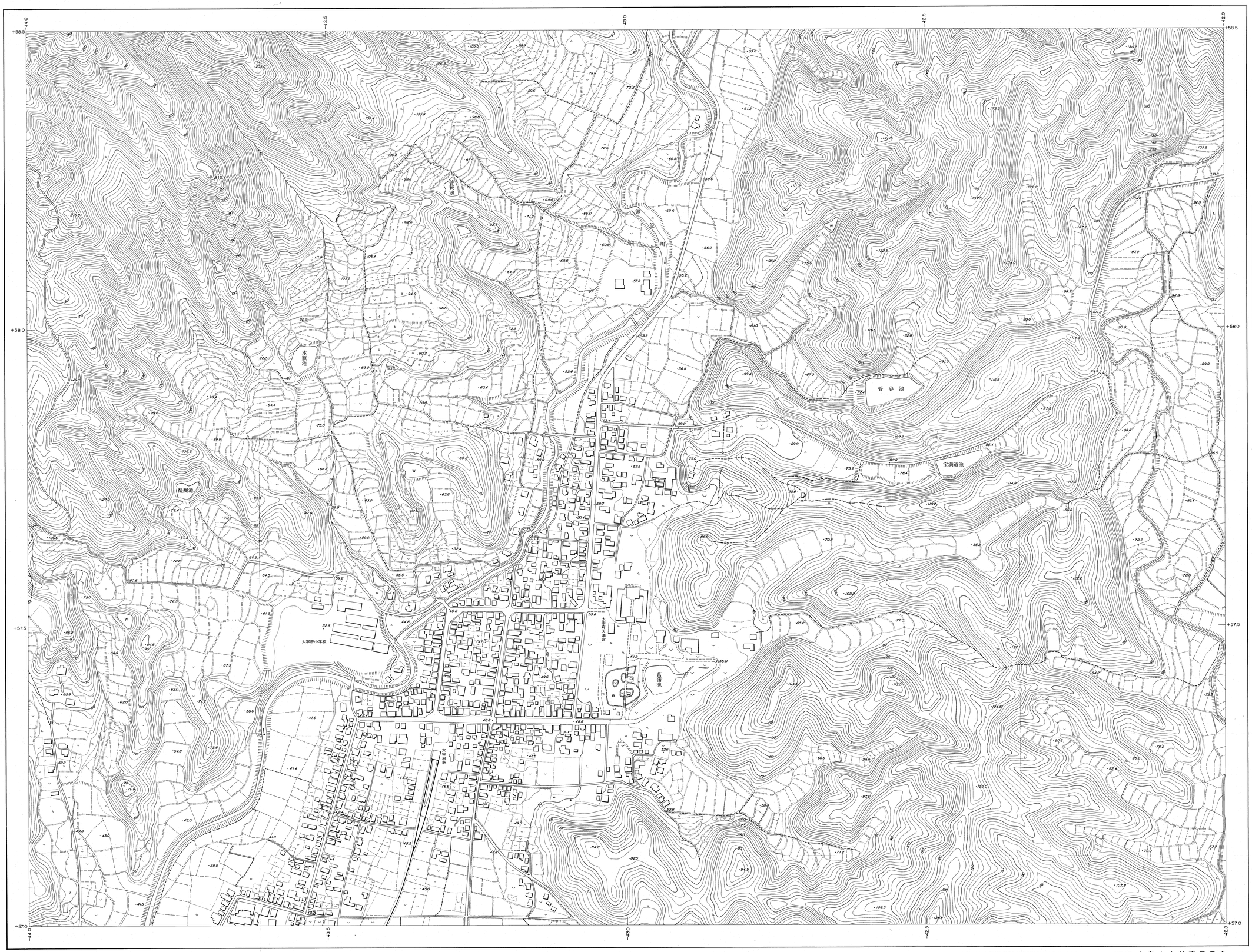
1989

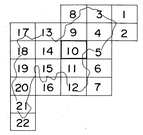
太宰府市教育委員会

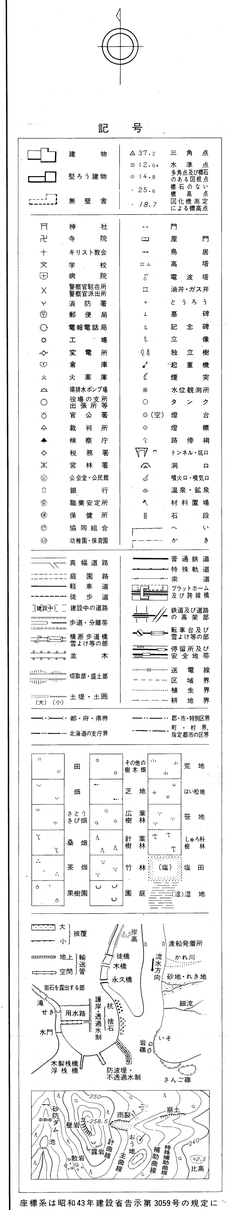
付図１

太宰府古地形図

10/22







座標系は昭和43年建設省告示第3059号の規定による第Ⅱ座標系
投影は横メルカトル図法
図郭に表示してある座標値はキロメートル単位
方眼は0.5キロメートル間隔
高さの基準は東京湾の平均海面
等高線の間隔は２メートル

撮　影　昭和 23 年 3 月
測　図　昭和 63 年 3 月　オートグラフＡ７、ステレオプロッターＡ８

1:2,500

0　100　200　300　400　500m

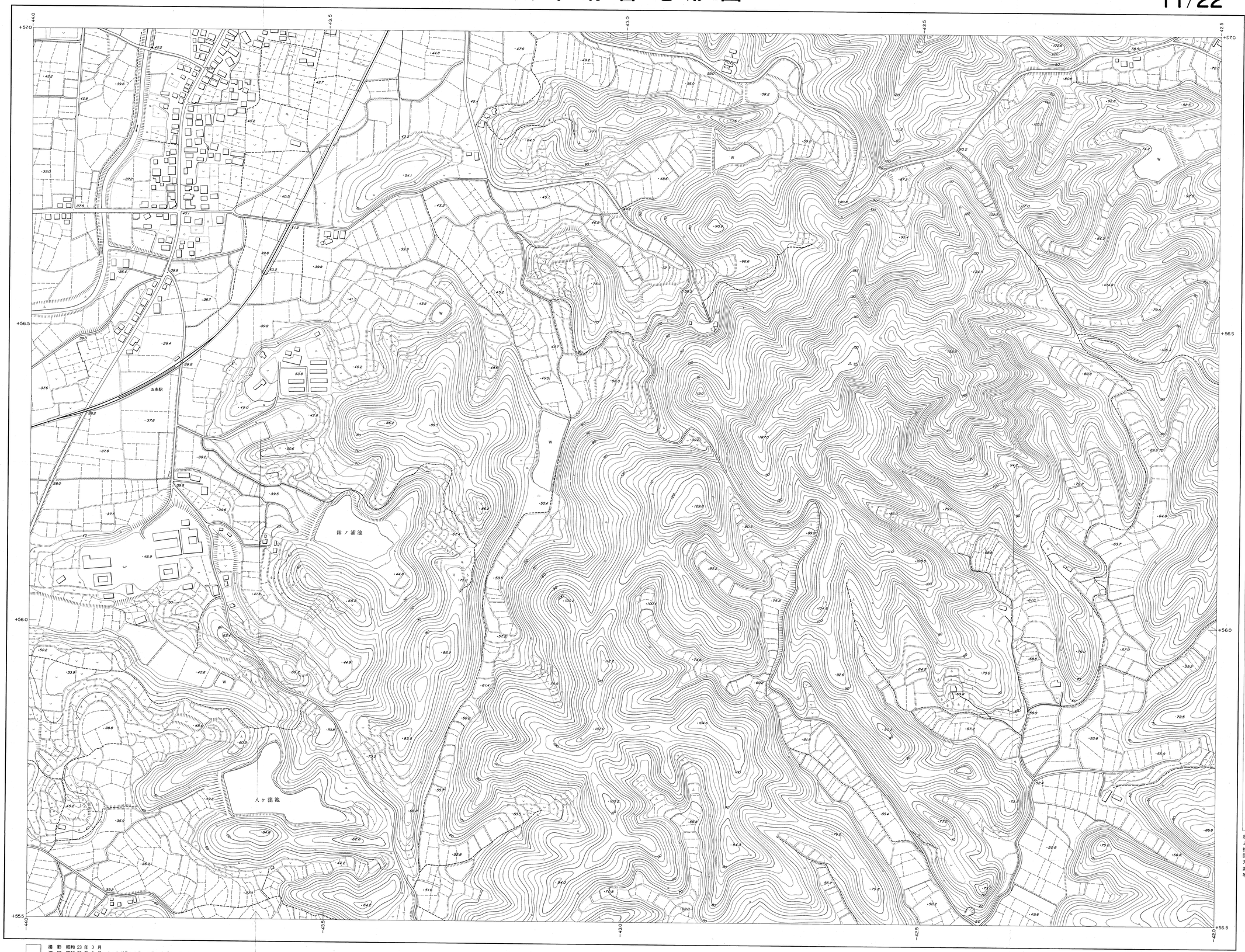
本図は、国土地理院所管の昭和23年に米軍により撮影された空中写真を使用して、当時の地形を復元したものである。
なお、図中において植生記号の記入なきものはすべて水田とする。

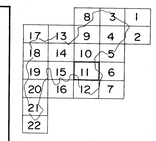
計画機関　太宰府市教育委員会
作業機関　アジア航測株式会社

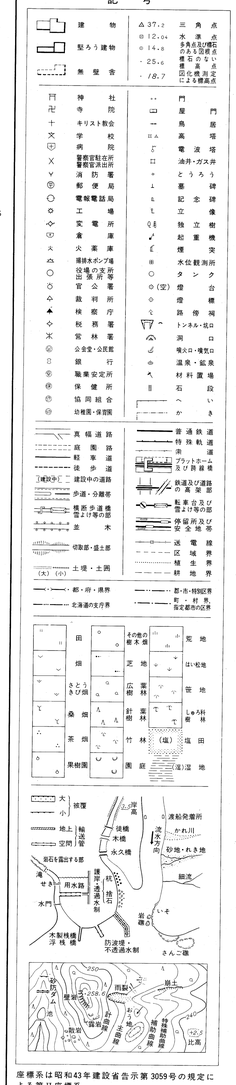
付図2

太宰府古地形図

11/22







撮影　昭和 23 年 3 月
測図　昭和 63 年 3 月　オートグラフA 7、ステレオプロッターA 8

本図は、国土地理院所管の昭和23年に米軍により撮影された空中写真を使用して、当時の地形を復元したものである。
なお、図中において植生記号の記入なきものはすべて水田とする。

座標系は昭和43年建設省告示第3059号の規定による第II座標系
投影は横メルカトル図法
図郭に表示してある座標値はキロメートル単位
方眼は0.5キロメートル間隔
高さの基準は東京湾の平均海面
等高線の間隔は2メートル

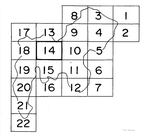
計画機関　太宰府市教育委員会
作業機関　アジア航測株式会社

付図3

太宰府古地形図

14/22





記号

座標系は昭和43年建設省告示第3059号の規定による第Ⅱ座標系
投影は横メルカトル図法
図郭に表示してある座標値はキロメートル単位
方眼は0.5キロメートル間隔
高さの基準は東京湾の平均海面
等高線の間隔は2メートル

撮影 昭和23年3月
測図 昭和63年3月 オートグラフA7、ステレオプロッターA8

1:2,500

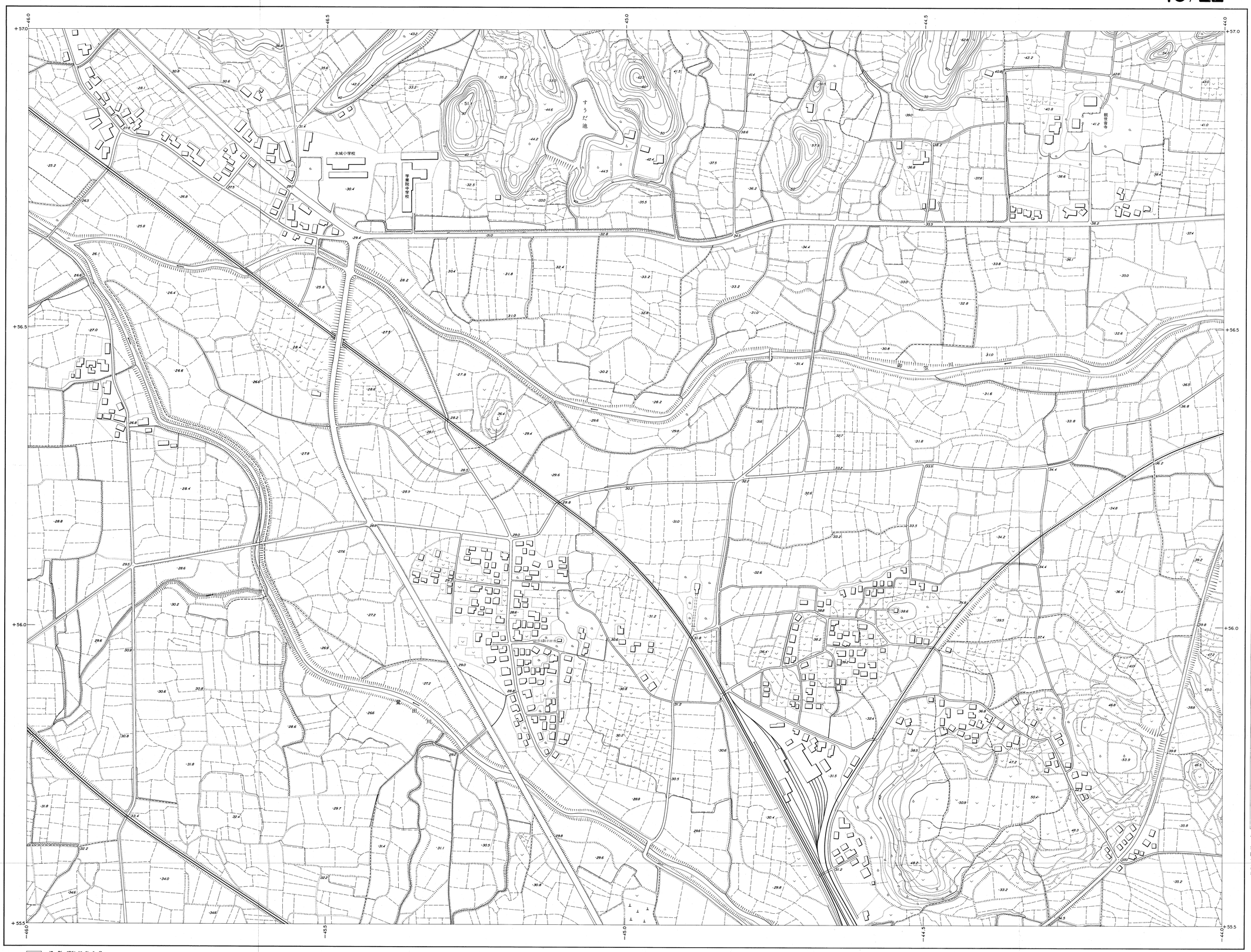
0 100 200 300 400 500m

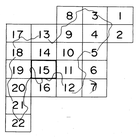
本図は、国土地理院所管の昭和23年に米軍により撮影された空中写真を使用して、当時の地形を復元したものである。
なお、図中において植生記号の記入なきものはすべて水田とする。

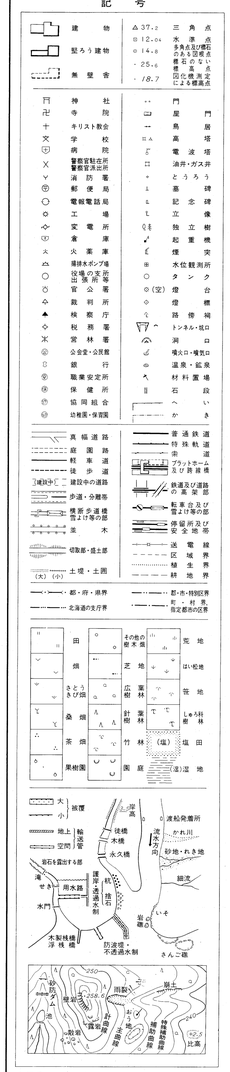
計画機関 太宰府市教育委員会
作業機関 アジア航測株式会社

付図４

太宰府古地形図







座標系は昭和43年建設省告示第3059号の規定による第Ⅱ座標系
投影は横メルカトル図法
図郭に表示してある座標値はキロメートル単位
方眼は0.5キロメートル間隔
高さの基準は東京湾の平均海面
等高線の間隔は２メートル

撮影　昭和 23 年 3 月
測図　昭和 63 年 3 月　オートグラフＡ７、ステレオプロッターＡ８

1:2,500

0　100　200　300　400　500m

本図は、国土地理院所管の昭和23年に米軍により撮影された空中写真を使用して、当時の地形を復元したものである。
なお、図中において植生記号の記入なきものはすべて水田とする。

計画機関　太宰府市教育委員会
作業機関　アジア航測株式会社

付図５

太宰府古地形図

16/22





座標系は昭和43年建設省告示第3059号の規定による第II座標系
投影は横メルカトル図法
図郭に表示してある座標値はキロメートル単位
方眼は0.5キロメートル間隔
高さの基準は東京湾の平均海面
等高線の間隔は２メートル

撮影　昭和 23 年 3 月
測図　昭和 63 年 3 月　オートグラフA７、ステレオプロッターA８

1:2,500

0　100　200　300　400　500m

本図は、国土地理院所管の昭和23年に米軍により撮影された空中写真を使用して、当時の地形を復元したものである。
なお、図中において植生記号の記入なきものはすべて水田とする。

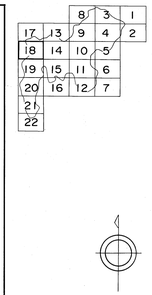
計画機関　太宰府市教育委員会
作業機関　アジア航測株式会社

付図6

太宰府古地形図

18/22





座標系は昭和43年建設省告示第3059号の規定による第II座標系
投影は横メルカトル図法
図郭に表示してある座標値はキロメートル単位
方眼は0.5キロメートル間隔
高さの基準は東京湾の平均海面
等高線の間隔は2メートル

撮影 昭和23年3月
測図 昭和63年3月 オートグラフA7、ステレオプロッターA8

1:2,500
0 100 200 300 400 500m

本図は、国土地理院所管の昭和23年に米軍により撮影された空中写真を使用して、当時の地形を復元したものである。
なお、図中において植生記号の記入なきものはすべて水田とする。

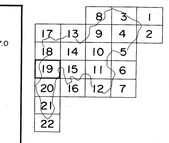
計画機関 太宰府市教育委員会
作業機関 アジア航測株式会社

付図７

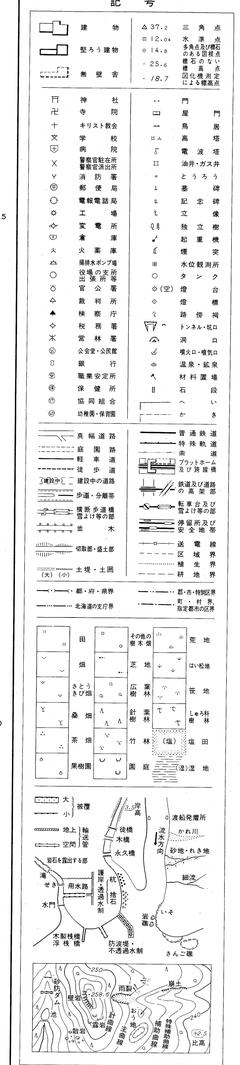
太宰府古地形図

19/22





記号



座標系は昭和43年建設省告示第3059号の規定による第Ⅱ座標系
投影は横メルカトル図法
図郭に表示してある座標値はキロメートル単位
方眼は0.5キロメートル間隔
高さの基準は東京湾の平均海面
等高線の間隔は２メートル

撮影　昭和23年３月
測図　昭和63年３月　オートグラフＡ７、ステレオプロッターＡ８

1:2,500

0　100　200　300　400　500m

本図は、国土地理院所管の昭和23年に米軍により撮影された空中写真を使用して、当時の地形を復元したものである。
なお、図中において植生記号の記入なきものはすべて水田とする。

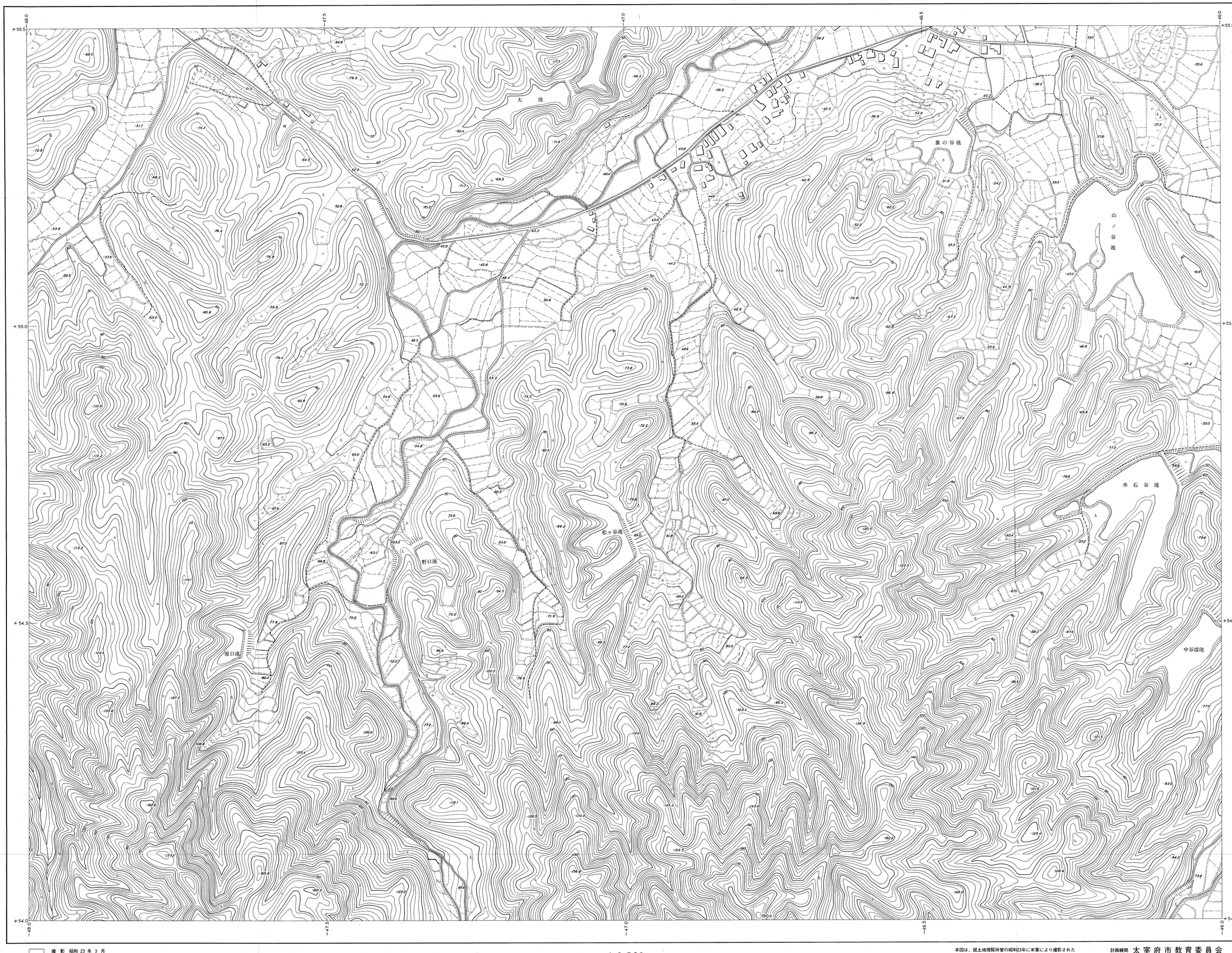
計画機関　太宰府市教育委員会
作業機関　アジア航測株式会社

付図8

太宰府古地形図

20/22

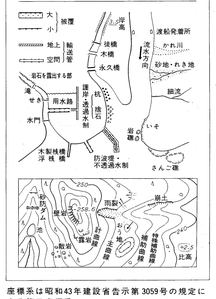
		8	3	1
17	13	9	4	2
18	14	10	5	
19	15	11	6	
20	16	12	7	
21				
22				



記号

建物		△37.2	三角点
堅ろう建物		⊡12.04	水準点
無壁舎		⊙14.8	多角点及び標石のある図根点
神社		·25.6	標石のない標高点
寺院		·18.7	図化機測定による標高点
キリスト教会		門	
学校		鳥居	
病院		高塔	
警察官駐在所 警察官派出所		電波塔	
消防署		油井・ガス井	
郵便局		とうろう	
電報電話局		墓碑	
工場		記念碑	
変電所		立像	
倉庫		独立樹	
火薬庫		給置標	
揚排水ポンプ場		煙突	
役場の支所 出張所等		水位観測所	
官公署		タンク	
裁判所		灯台	
検察庁		燈標	
税務署		路標	
営林署		トンネル・坑口	
公会堂・公民館		洞口	
銀行		鉱口・堆積口	
職業安定所		温泉・鉱泉	
保健所		材料置場	
協同組合		石段	
幼稚園・保育園		へい	
		かき	
真幅道路		普通鉄道	
庭園路		特殊軌道	
軽車道		索道	
徒歩道		プラットホーム及び乗降場	
建設中の道路		鉄道及び道路の高架部	
歩道・分離帯		転車台及び雪よけ等の部	
橋梁・歩道橋・雪よけ等の部		停留所及び安全地帯	
並木		送電線	
切取部・盛土部		区域界	
土堤・土囲 (大)(小)		植生界	
都・府・県界		耕地界	
北海道の支庁界		郡・市・特別区界 町・村界 指定都市の区界	

田		その他の樹木畑	荒地
畑		芝地	はい松地
さとうきび畑		広葉樹林	笹地
桑畑		針葉樹林	しゅろ林 竹林
茶畑		竹林	(塩)塩田
果樹園		園庭	(湿)湿地



座標系は昭和43年建設省告示第3059号の規定による第Ⅱ座標系
投影は横メルカトル図法
図郭に表示してある座標値はキロメートル単位
方眼は0.5キロメートル間隔
高さの基準は東京湾の平均海面
等高線の間隔は2メートル

撮影 昭和 23 年 3 月
測図 昭和 63 年 3 月 オートグラフA 7、ステレオプロッターA 8

1:2,500

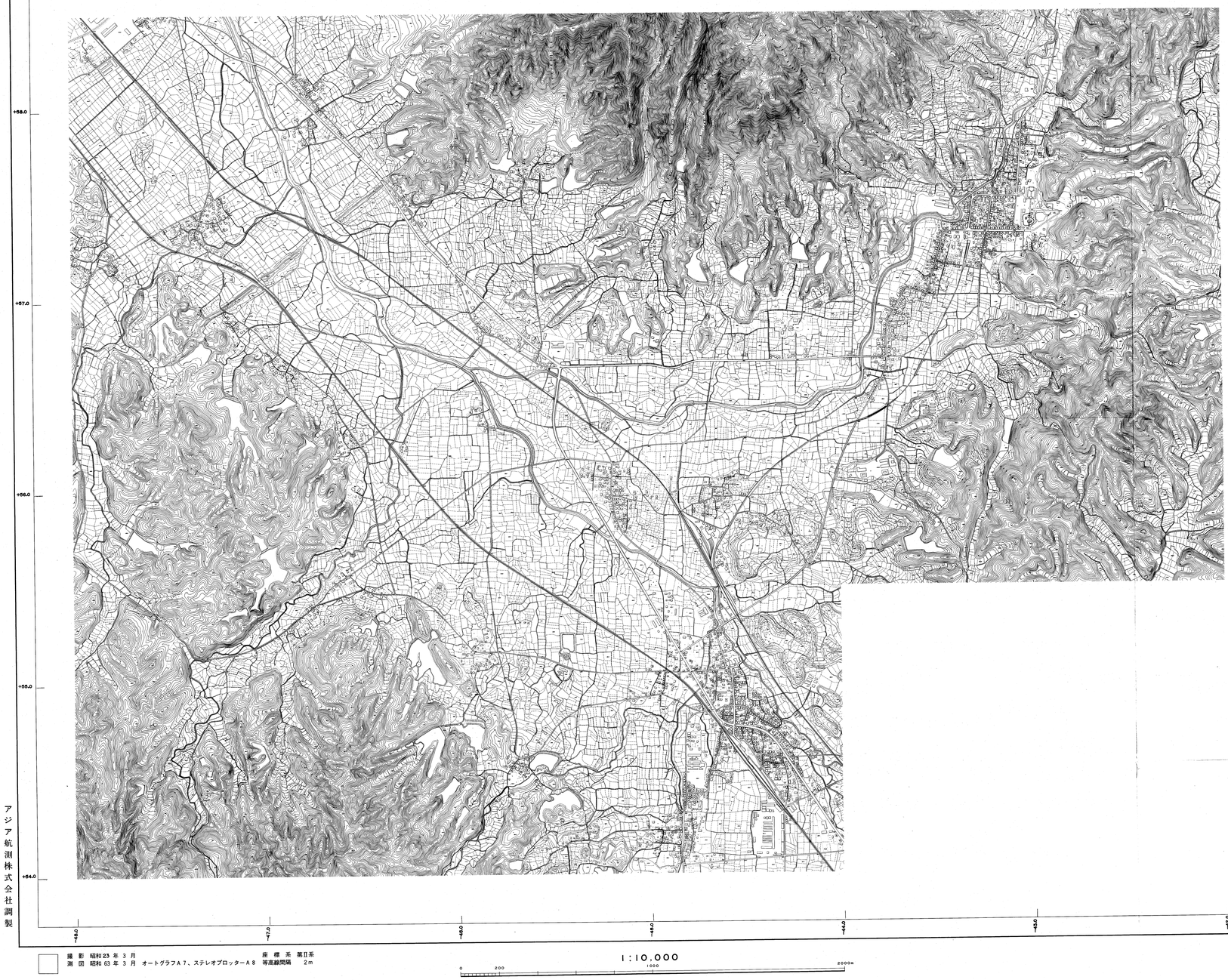
0 100 200 300 400 500m

本図は、国土地理院所管の昭和23年に米軍により撮影された空中写真を使用して、当時の地形を復元したものである。
なお、図中において植生記号の記入なきものはすべて水田とする。

計画機関 太宰府市教育委員会
作業機関 アジア航測株式会社

付図９

太宰府古地形図　縮小編纂図



撮　影　昭和23 年 3 月　　座　標　系　第Ⅱ系
測　図　昭和 63 年 3 月　オートグラフＡ７、ステレオプロッターＡ８　等高線間隔　2m

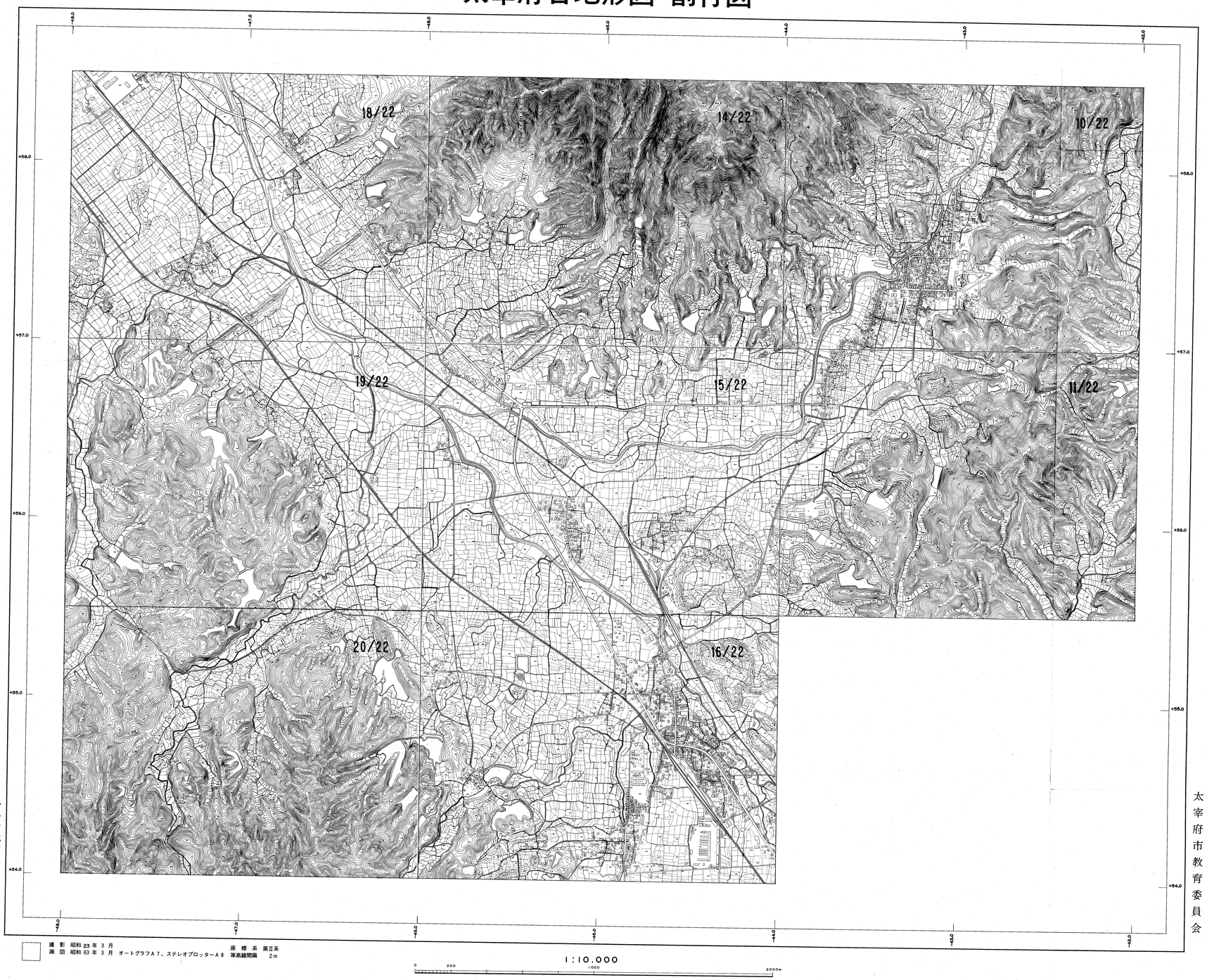
1：10,000

アジア航測株式会社調製

太宰府市教育委員会

付図10

太宰府古地形図 割付図



撮 影 昭和 23 年 3 月　　座 標 系 第II系
測 図 昭和 63 年 3 月 オートグラフA 7、ステレオプロッターA 8　等高線間隔 2m

1:10,000

0 200 1000 2000m

アジア航測株式会社調製

太宰府市教育委員会

付図11

太宰府市基本図 縮小編纂図



1:10,000

0 200 1000 2000m

付図12

太宰府市基本図 割付図

